

大垣市成年後見制度利用支援事業実施要綱

目次

第1章 総則	(第1条・第2条)
第2章 申立て等支援	(第3条—第7条)
第3章 成年後見人等報酬支援	(第8条—第17条)
附則	

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度の認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）の意思の代行、補完等を行う成年後見制度の活用を支援し、要支援者の有する能力の発揮と自立生活の支援及び生活の質の向上並びに要支援者の権利擁護を図る大垣市成年後見制度利用支援事業（以下「支援事業」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(支援事業の種類)

第2条 支援事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 成年後見審判の申立て及び申立てに要する費用に対する支援（以下「申立て等支援」という。）
- (2) 成年後見人等の業務に係る報酬に対する支援（以下「成年後見人等報酬支援」という。）

第2章 申立て等支援

(内容)

第3条 申立て等支援は、成年後見審判の申立て及び審判がなされるまでの費用（以下「申立て費用」という。）の立替、助成等を行う。

(審判の申立て)

第4条 審判の申立ては、市長が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、当該各規定に定める者について、その福祉を図るため特に必要があると認めるときに行うものとする。

2 市長は、前項に規定する申立てを行うに当たり、状況に応じ必要な調査を実施し、2親等以内の身寄りがいないこと等を証する書類、面接調書（第1号様式）その他必要な書類を調えるものとする。

(対象者)

第5条 申立て等支援の対象者は、次の各号のいずれかに該当する要支援者で、自己の財産の管理及び処分、医療、福祉サービス等の契約等を行う能力に欠けるもののうち、成年後見の申立てを行う2親等以内の親族がなく、又は2親等以内の親族があっても申立てを期待できないものとする。ただし、2親等以内の親族がいなくても、3親等又は4親等の親族であって審判請求をするものの存在が明らかであるときを除く。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳

に記録されている要支援者

- (2) 前号のほか現在の生活の本拠が本市に所在すると認められる場合等、市長が特に必要と認めた要支援者

(費用負担)

第6条 申立て費用は、市長が負担するものとする。

- 2 市長は、申立てによる審判がなされたときは、前項の規定により負担した申立て費用を本人又は審判により選任された後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）に請求するものとする。

(費用負担の免除)

第7条 前条第2項の規定にかかわらず、費用の負担が困難と認められる者については、市長は、当該費用の負担の全部又は一部を免除するものとする。

第3章 成年後見人等報酬支援

(内容)

第8条 成年後見人等報酬支援は、成年後見制度を利用するうえで必要となる後見人等の報酬の助成を行う。

(対象者)

第9条 成年後見人等報酬支援の対象者は、次の各号のいずれかに該当する要支援者で、介護保険サービス又は障害者福祉サービスを利用し、又は利用しようとする身寄りのない成年被後見人、被保佐人又は被補助人のうち、後見人等の報酬の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあるものとする。

- (1) 住民基本台帳法により本市の住民基本台帳に記録されている要支援者
- (2) 前号のほか現在の生活の本拠が本市に所在すると認められる場合等、市長が特に必要と認めた要支援者
- 2 前項に規定する成年後見制度の利用が困難な状況にあるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 本人の属する世帯の収入及び資産から、後見等に係る事務の遂行に必要な経費であって被後見人等が負担するもの（本人が在宅で生活している場合にあつては33万6,000円とし、施設等に入所している場合にあつては21万6,000円とする。）を控除した額が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）により算定した基準生活費の額に満たない者

(利用申請)

第10条 成年後見人等報酬支援を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、大垣市成年後見人等報酬支援利用（変更）申請書（第2号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(利用の決定)

第11条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかに申請者に係る生活状

況、資力等の調査（以下「後見人等報酬支援調査」という。）を行い、必要性を協議した上で利用の可否を決定し、大垣市成年後見人等報酬支援利用（変更）決定通知書（第3号様式）又は大垣市成年後見人等報酬支援利用（変更）却下通知書（第4号様式）により申請者又は後見人等に通知するものとする。

- 2 申請者又は後見人等は、前項の後見人等支援調査に協力するものとし、調査内容に変更が生じた場合は速やかに市長に届け出るものとする。

（助成の対象等）

第12条 助成

の対象は、前条第1項の規定により成年後見人等報酬支援の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）について、後見等の開始後に必要とされる後見人等の報酬の全部又は一部とする。ただし、助成金額は、民法（明治29年法律第89号）第862条の規定に基づく報酬付与の審判によって決定された報酬額の範囲内であって、利用者が在宅で生活している場合にあつては月額2万8,000円を、施設等に入所している場合にあつては月額1万8,000円を限度額とする。

（助成金の申請）

第13条 助成金の交付を受けようとする利用者は、大垣市成年後見人等報酬助成金交付申請書（第5号様式）に必要な書類を添えて、申請するものとする。

- 2 利用者が死亡した場合において、その者が支給すべき後見人等の報酬で支給しなかったものがあるときは、利用者の後見人等は、前項の規定により申請することができる。
- 3 第1項の申請は、報酬付与の審判確定日から起算して1年以内に行わなければならない。

（助成金の交付決定）

第14条 市長は、前条の申請があつたときは、関係書類を審査し、速やかに助成の適否を決定し、大垣市成年後見人等報酬助成金交付決定通知書（第6号様式）により、利用者又は利用者の後見人等に通知するものとする。

（助成金の請求）

第15条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者は、助成金の交付を受けようとするときは、大垣市成年後見人等報酬助成金請求書（第7号様式）により、助成金を請求するものとする。

（助成金の返還）

第16条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金を受けた者があるときは、その者に対して、その助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成15年12月1日から施行する。
（大垣市高齢者成年後見制度利用支援事業実施要綱の廃止）

2 大垣市高齢者成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成13年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。